

前回指摘事項に対する対応について

項 目	前回部会における指摘事項	対 応 (案)
1 多段階の意見聴取、配慮書の案を優先した意見聴取について	位置を決定した後、配置を決定するなど計画立案を段階的に行う際に、事業者が適切と考えるそれぞれの段階ごとに一般の意見を複数回求めるよう努める旨（多段階の意見聴取）、及び配慮書の案について優先して一般の意見を求めるよう努める旨（配慮書の案を優先した意見聴取）の規定は、事業者の環境配慮に係る検討に資することとなるため、環境影響評価法に基づく基本的事項及び廃棄物最終処分場に係る主務省令と同様に環境影響評価指針において規定すべき。	<p>条例では「配慮書の案又は配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。」とされており、これは配慮書の案又は配慮書の少なくともどちらか一方において意見を聴取するよう配慮書事業者に努めさせる旨を規定したものであり、指針はこの範囲内で定めるべきである。</p> <p>このため、「多段階の意見聴取」及び「配慮書の案を優先した意見聴取」に努める旨の規定は、条例に基づく意見聴取の際の留意点としての位置づけとすれば、条例の規定の範囲を超えるものではないと解釈できる。</p> <p>以上のことから、条例の趣旨を踏まえ、これらの意見聴取の方法を実質的に事業者に義務づけるような運用にならないよう留意しつつ、「多段階の意見聴取」及び「配慮書の案を優先した意見聴取」について指針に規定することとする。 【参考資料1 P25】</p>

項 目	前回部会における指摘事項	対 応 (案)
2 参考項目・参考手法における工事中の温室効果ガス等の取扱いについて	<p>廃棄物最終処分場に係る主務省令において「工事の実施」における「温室効果ガス」が参考項目・参考手法として追加されたこと、過去の本県のアセス事例を踏まえ、環境影響評価指針において、すべての対象事業種について、「工事の実施」における「温室効果ガス等」について参考項目・参考手法に追加すべき。</p>	<p>廃棄物最終処分場以外の事業種においても、建設機械の稼働や資材等の運搬車両の走行に伴う温室効果ガスの排出という点では大きな差はないと考えられることから、「工事の実施」における「温室効果ガス等」について参考項目・参考手法に<u>追加することとする</u>。</p> <p>なお、運用に当たっては、参考項目・参考手法は、あくまで環境影響評価項目及び当該項目の調査、予測の手法の選定に当たって参考にすべき情報の一つに過ぎず、むしろ事業特性や方法書手続を通じて得られた情報等を十分に踏まえて項目等の選定がなされるものであることに留意する必要がある。 【参考資料2 P1～3】 【参考資料3 P25】</p>